○環境省告示第二十四号

昭和四十六年三月農林省告示第三百四十六号（農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準）第四号イの規定に基づき、水質汚濁に係る農薬登録保留基準（平成二十年七月環境省告示第六十号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十九年三月十六日

環境大臣　山本　公一

表に次のように加える。

メチル＝3－（4－メトキシ－6－メチル－1，3，5－トリアジン－2－イル）カルバモイル（2－ニトロフェニル）チオフェン－2－カルボキシラート（別名チフェンスルフロンメチル）	0.025mg／l
（*RS*）－2－*sec*－ブチルフェニル＝メチルカルバマート（別名フェノブカルブ又はＢＰＭＣ）	0.034mg／l
2，4－ビス（イソプロピルアミノ）－6－メチルチオ－1，3，5－トリアジン（別名プロメトリン）	0.07mg／l
（*RS*）－2－（2，4－ジクロロフェニル）－1－（1*H*－1，2，4－トリアゾール－1－イル）ヘキサン－2－オール（別名ヘキサコナゾール）	0.012mg／l

○環境省告示第二十五号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第六条第一項の規定に基づき、瀬戸内海国立公園の区域を変更したので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公示する。

変更後の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十九年三月十六日

環境大臣　山本　公一

一　追加する区域

広島県広島市南区似島町の地先海面の一部
広島県呉市倉橋町及び豊町の地先海面の各一部
広島県尾道市向島町の地先海面の一部
広島県福山市走島町の地先海面の一部
広島県廿日市市宮島町の地先海面の一部
広島県豊田郡大崎上島町沖浦の地先海面の一部
山口県周南市内国有林芦田・佐波川広域流域森林計画区岩徳森林計画区四〇林班及び四一林班の各一部
山口県周南市大字大津島の一部並びに同市開成町及び臨海町の地先海面の各一部
山口県大島郡周防大島町大字沖家室、大字地家室及び大字外入の各一部

二　削除する区域

広島県広島市南区似島町並びに佐伯区五日市港、五日市町及び海老園の地先海面の各一部
広島県呉市阿賀町、阿賀南、音戸町、蒲刈町、狩留賀町、倉橋町、警固屋、下蒲刈町、天応伝十原町、天応福浦町、豊浜町、広小坪、広末広、広多賀谷、広長浜、安浦町、豊町及び吉浦町の地先海面の各一部
広島県竹原市吉名町の地先海面の一部
広島県三原市幸崎町、鷺浦町、須波町、須波西町及び和田沖町の地先海面の各一部
広島県尾道市因島重井町、因島洲江町、因島田熊町、因島土生町、因島原町、因島三庄町、浦崎町、久保、古浜町、正徳町、瀬戸田町、東御所町、向島町及び百島町の地先海面の各一部
広島県福山市内海町、田尻町、沼隈町、走島町、南松永町、箕沖町及び柳津町の地先海面の各一部
広島県大竹市阿多田、玖波、晴海、東栄及び港町の地先海面の各一部
広島県東広島市安芸津町の地先海面の一部
広島県廿日市市串戸、地御前、林が原、宮島口、宮島町及び木材港北の地先海面の各一部
広島県江田島市江田島町、大柿町、沖美町及び能美町の地先海面の各一部
広島県安芸郡坂町亀石山の地先海面の一部
広島県豊田郡大崎上島町明石、大串、沖浦、木江、中野及び東野の地先海面の各一部
山口県下松市西豊井及び東豊井の地先海面の各一部
山口県岩国市飯田町、三角町及び由宇町の地先海面の各一部
山口県光市室積の地先海面の各一部
山口県柳井市阿月及び伊保庄の地先海面の各一部
山口県周南市内国有林芦田・佐波川広域流域森林計画区岩徳森林計画区四一林班の一部
山口県周南市開成町、櫛ヶ浜、晴海町、戸田及び臨海町の地先海面の各一部
山口県大島郡周防大島町伊保田、家房、久賀、西安下庄、東三蒲、戸田及び和田の地先海面の各一部
山口県熊毛郡上関町祝島、長島及び室津並びに田布施町別府並びに平生町尾国及び佐賀の地先海面の各一部

三　区域を表示した図面　（省略）

○環境省告示第二十六号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第八条第一項の規定に基づき、瀬戸内海国立公園に関する公園計画を変更したので、同条第三項において準用する同法第七条第三項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

変更後の公園計画を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十九年三月十六日

環境大臣　山本　公一

一　特別地域に次の区域を追加する。

広島県廿日市市宮島町の一部
山口県周南市内国有林芦田・佐波川広域流域森林計画区岩徳森林計画区四〇林班及び四一林班の各一部
山口県周南市大字大津島の一部
山口県大島郡周防大島町大字沖家室、大字地家室、大字外入及び大字西方の各一部

二　特別地域から次の区域を削除する。

山口県周南市内国有林芦田・佐波川広域流域森林計画区岩徳森林計画区四一林班の一部

三　第二種特別地域に次の区域を追加する。

広島県廿日市市宮島町の一部
山口県大島郡周防大島町大字沖家室、大字地家室、大字外入及び大字西方の各一部

四　第三種特別地域に次の区域を追加する。

山口県周南市内国有林芦田・佐波川広域流域森林計画区岩徳森林計画区四〇林班及び四一林班の各一部

五　第三種特別地域から次の区域を削除する。

山口県周南市内国有林芦田・佐波川広域流域森林計画区岩徳森林計画区四一林班の一部

六　次の単独施設を追加する。

種類	位置
園地	山口県大島郡周防大島町（地家室）

七　次の車道を追加する。

山口県大島郡周防大島町（田ノ浦・国立公園境界）から同町（磯崎西・国立公園境界）まで、同町（地蔵浜西・国立公園境界）から同町（佐連西・国立公園境界）まで及び同町（佐連東脇・国立公園境界）から同町（戸ノ浦・国立公園境界）まで

八　公園計画を表示した図面　（省略）